

議案第 5 4 号

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

あきる野市下水道条例（平成 7 年あきる野市条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市下水道条例第 1 9 条の規定は、令和元年 1 1 月 1 日（以下「基準日」という。）後の汚水量に係る同年 1 2 月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水量に係る使用料又は同年 1 1 月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、算定期間の各月の汚水量は均等に排出したものとみなす。